

南相馬市植物工場（原町区泉）管理運営者公募要領（再公募）

（被災地域農業復興総合支援事業）

市では、東日本大震災により被害を受けた農業の復興、安全・安心な農作物の生産、さらに担い手の育成・確保を図るため、「被災地域農業復興総合支援事業」を実施しています。

つきましては、次のとおり本事業により整備した植物工場の管理運営者を募集します。

1 事業の目的

東日本大震災により、土地利用型農業の中心地である沿岸部においては、農業者が津波により被害を受けた。

さらに、原発事故による農地汚染・風評被害など、農業等を取り巻く情勢は大きく変化し、新たな取組みが求められており、安定経営を目指した複合経営の促進が、本市の農業振興に不可欠なものであるとともに、被災した農業者の支援、さらには担い手の育成・確保に取り組む必要がある。

このため、南相馬市復興計画に基づき、市が安全・安心な高付加価値農産物の栽培に適応する植物工場において、風評被害を払拭し、被災地域における農業再生と復興を目指すものである。

2 植物工場施設の概要

（1）事業の名称

被災地域農業復興総合支援事業

（2）施設の所在地

南相馬市原町区泉字前向地内

（3）植物工場及び付帯施設一式

施設	棟数	面積	備考
エアドーム型植物工場	2棟	1,320㎡ (1棟当たり660㎡)	同敷地内の太陽光発電所からの電力供給あり
選果・出荷作業場	1棟	64㎡	発芽庫、保冷库、包装機械含む
事務棟	1棟	17㎡	プレハブ構造

当施設は、平成25年3月8日に竣工。

(4) 生産能力

ア 栽培仕様 円形水槽による水耕栽培

イ 対応品目 葉菜類（サラダ菜、ホワイトセロリ、フリルレタス、ロコロッサ、ロメインレタス、パクチーの生産実績あり）

ウ 生産数量 2棟で1日に約800株（1株約50～120g）

イの栽培品目における播種から収穫までの1サイクルは約60日

3 応募内容・手続き

(1) 応募資格

南相馬市内の農業者等()であり、次の要件 から を満たす者とする。

【要件】

東日本大震災に伴う津波及び原発事故により被害を受けた農業者が構成員に1人以上含まれていること。

市の農業再生・復興に関する事業として取り組む意志があること。

施設等の維持管理、運営等に関する体制を整備しており、それらの経費を負担できる見込みがあること。

農業者等とは、農業生産法人、特定農業法人、特定農業団体、農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人又は任意団体（集落営農組織を含む）、認定農業者、新規就農者を指す。

(2) 応募書類

南相馬市植物工場（原町区泉）管理運営者申込書【様式1】

定款、規約等（組織の場合）

登記事項証明書（法人格を有する場合）

農業経営改善計画認定書及び農業経営改善計画認定申請書（認定農業者の場合）

青年等就農計画認定書及び青年等就農計画認定申請書（新規就農者の場合）

直近1年分の決算書（法人格を有する場合）

南相馬市植物工場（原町区泉）管理運営者応募者概要【様式2】

南相馬市植物工場（原町区泉）管理運営企画書【様式3】

の書類に補足する資料等

審査で必要な場合、追加で書類の提出を求められることがある。

(3) 提出部数

各1部

(4) 受付期間

平成30年1月4日(木)から平成30年3月30日(金)(土日祝日を除く)まで
午前9時から午後5時とする。

申請があり次第、受付期間終了を待たずに選定委員会を開催し、管理運営者が
決定した場合はそこで受付終了とする。

(5) 受付場所及び受付方法

受付場所 南相馬市農政課再生係(市役所北庁舎1階)

受付方法 持参(郵送等は不可)

(6) 応募における注意事項

応募にかかる費用は、すべて応募者の負担とする。

提出された応募書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。

(7) 現地説明会

植物工場及び付帯設備について、現地説明会を開催する。

開催日時 申込があり次第、随時開催する。

開催場所 南相馬ソーラー・アグリパーク内植物工場敷地内

所在地：南相馬市原町区泉字前向15番地

申込方法 応募者名(組織の場合は組織名)、代表者名、参加者名(3人まで)、
代表者の電話番号(携帯電話番号)を明記の上、南相馬市農政課に
FAXまたはメールで申し込むこと

・FAX番号：0244-23-7420

・E-mail：nosei@city.minamisoma.lg.jp

4 管理運営者の審査及び選定

(1) 選定体制

市が設置する「南相馬市被災地域農業復興総合支援事業に係る農業用施設等貸付
選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査し、選定を行う。

(2) 選定方法

応募者の提出書類及びヒアリングにより、事業の具体性や南相馬市農業の復興へ
寄与する計画等について総合的に評価する。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当するときは、失格となる場合がある。

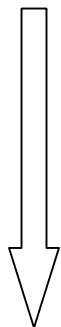
本要領に定める事項に違反したとき（提出期限、提出方法、書類の内容など）
提出書類に虚偽の記載をしたとき
審査結果に影響を与える工作など、不正行為が行われたとき
その他、本事業の遂行に不相当と認められたとき

（４）管理運営者の選定

選定委員会による審査の結果、最も優れた評価となった提案の応募者を管理運営者に選定する。なお、選定結果については、全ての応募者に文書で通知する。

5 スケジュール

平成30年1月4日（木） 管理運営者の再公募開始



申請があり次第、公募締切を待たずに選定委員会を開催

選定委員会の結果を通知

約1か月後

- ・施設及び敷地の貸借契約締結
- ・管理運営開始

平成30年3月30日（金） 管理運営者の公募締切

現地説明会については、申込があり次第、随時開催する。

6 管理運営

（１）管理運営期間

平成32年3月10日まで

（２）管理運営の形態

市と施設及び敷地の貸借契約を締結し、下記の内容について、管理運営を行うものとする。

生産行為に伴い、管理運営者が得た収入については、植物工場の管理運営等の経費に充てるものとする。

施設を管理運営する際の維持管理費、修繕費、有益費及び必要経費（施設の管理運営に係る消耗品等の準備など）については、管理運営者の負担とする。

必要な光熱水等に係る使用契約等の手続きについて

・上水道...口径20mm

・電 力...電力会社及び福島復興ソーラー株式会社から受電すること
受電の契約は、応募者が電力会社等と協議し決めること
福島復興ソーラー株式会社は、当施設の同敷地内で太陽光
発電所を経営しており、植物工場への電力供給を行っている。
(単価15円/kWh)

施設等に事故あるときに備え、補償及び損害賠償費用を負担することができる
保険等へ加入するものとし、それらの経費は、管理運営者の負担とする。

施設の貸借契約と併せ、施設敷地について市と貸借契約を締結する。(有償)